

揖斐川町新婚世帯定住奨励金交付要綱

平成25年4月5日

告示第23号

(目的)

第1条 この告示は、揖斐川町への若者の定住を促進し、定住人口の増加と地域の活性化を図り、活力ある町づくりを推進するため、新婚世帯に対し、予算の範囲内において奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 定住 現に揖斐川町内（以下「町内」という。）に居住し、又は永住の意思をもって揖斐川町外（以下「町外」という。）から町内に転入し、定住する意思をもって居住し、かつ、生活の本拠を本町に置くことをいう。
- (2) 新婚世帯 市区町村に婚姻届を提出し受理した日（以下「婚姻日」という。）において、いずれも満5歳未満で、かつ、婚姻日から1年を経過していない夫婦（再婚を含む。）をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、新婚世帯で、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 婚姻日が平成25年4月1日以降で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 町内在住者で婚姻後引き続き3年以上定住するもの
 - イ 町外在住者で婚姻日から1年以内に揖斐川町に移住し、引き続き3年以上定住するもの
- (2) 新婚世帯に町税及びこれに準ずる納付金の滞納がないもの
- (3) 過去にこの告示による奨励金の交付を受けた者との婚姻でないもの

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、新婚世帯1組当たり5万円とする。

2 奨励金は、現金とする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新婚世

帯定住奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本
 - (2) 住民票（謄本）
 - (3) 誓約書（様式第2号）
 - (4) 新婚世帯の納税証明書
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- （奨励金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、要件に該当し適当と認めたときは、新婚世帯定住奨励金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、奨励金の交付を決定するときは、申請者の居住の実態等について必要な調査をすることができる。

（奨励金の交付請求）

第7条 交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が奨励金の交付を請求しようとするときは、新婚世帯定住奨励金交付請求書（様式第4号）により、町長に提出しなければならない。

（奨励金の交付）

第8条 町長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、奨励金を交付するものとする。

（届出の義務）

第9条 交付決定者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに町長に届け出なければならない。

（状況の調査）

第10条 町長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

（交付決定の取消し等）

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により、奨励金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 奨励金の交付要件を欠くに至ったとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、町長が奨励金の交付を不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、新婚世帯奨励金交付決定取消通知書（様式第5号）により、当該交付の決定を取り消した者に通知するものとする。

（奨励金の返還等）

第12条 町長は、前条第1項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、当該奨励金の全部を返還させることができる。ただし、死亡その他やむを得ない事情にあると認められるときは、奨励金の返還を免除することができる。

2 町長は前項の規定により奨励金を返還させようとするときは、新婚世帯定住奨励金返還通知書（様式第6号）により、当該奨励金を返還すべき者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、町長が定める期日までに奨励金を町長に返還しなければならない。

（書類等の整備及び保存）

第13条 奨励金の交付を受けた者は、当該事業等に関する書類等を整備し、5年間保存しなければならない。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

揖斐川町長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号

新婚世帯定住奨励金交付申請書

新婚世帯定住奨励金の交付を受けたいので、揖斐川町新婚世帯定住奨励金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

交 付 申 請 額		円
婚姻の状況	婚姻届出年月日	年 月 日
	交付対象者氏名(夫)	
		年 月 日生(歳)
	交付対象者氏名(妻)	
年 月 日生(歳)		
転入の状況 (転入者のみ)	転入年月日	年 月 日
	転入前の住所	
備 考		

(添付書類)

- (1) 戸籍謄本
- (2) 住民票(謄本)
- (3) 誓約書(様式第2号)
- (4) 新婚世帯の納税証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

誓 約 書

揖斐川町長 様

私は、新婚世帯定住奨励金の交付を受けるに当たり、揖斐川町内に住所を置き、以降3年以上は揖斐川町に居住することを誓約いたします。

なお、揖斐川町新婚世帯定住奨励金交付要綱第11条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、返還命令に従い責任をもって受け取った奨励金を返還します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

印

様式第3号（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

揖斐川町長



新婚世帯定住奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました新婚世帯定住奨励金については、揖斐川町新婚世帯定住奨励金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 奨励金交付決定額 円
- 2 奨励金交付決定年月日 年 月 日
- 3 交付条件等
 - (1) 奨励金の交付の対象となる新婚世帯は、年 月 日付けで申請のあった新婚世帯定住奨励金交付申請書に記載されているとおりとする。
 - (2) 交付決定者は奨励金の交付を受けようとする場合は、本通知書を受理後、速やかに新婚世帯定住奨励金交付請求書（様式第5号）を提出すること。
 - (3) 奨励金を受ける者は、揖斐川町新婚世帯定住奨励金交付要綱に定めるところに従わなければならない。
 - (4) 奨励金の交付を受けた者が交付決定に付した条件に違反した場合は、奨励金の交付の決定を取り消すことがある。
 - (5) 奨励金を受ける者は、この事業に関する書類について、奨励金が交付された翌年度から起算して5年間は保管しなければならない。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

揖斐川町長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊞
電話番号

新婚世帯定住奨励金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定のありました新婚世帯定住奨励金の交付を受けたく、揖斐川町新婚世帯定住奨励金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

請求金額	金	円
------	---	---

2 奨励金振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合			本店 支店 支所 出張所
預金種目	普通・当座 (該当を○で囲む)	支店コード		
フリガナ				
口座名義人				

※申請者と口座名義人は同一人にしてください。

様式第 5 号(第 11 条関係)

第 年 月 日 号

様

揖斐川町長



新婚世帯定住奨励金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により交付を決定しました新婚世帯定住奨励金について、下記のとおり交付決定を取り消しましたので、揖斐川町新婚世帯定住奨励金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 奨励金交付決定額 | 円 |
| 2 取消額 | 円 |
| 3 取消の理由 | |

様式第6号（第12条関係）

第 年 月 日

様

揖斐川町長



新婚世帯定住奨励金返還通知書

年 月 日付け 第 号をもって既に交付した新婚世帯定住奨励金について、揖斐川町新婚世帯定住奨励金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり返還するよう通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 返還すべき金額 円
- 3 返還期限 年 月 日まで
- 4 返還方法
- 5 返還理由

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 11 条関係)

様式第 6 号 (第 12 条関係)